

平成20年（行コ）第28号 賃金等請求控訴事件

控訴人 松岡 勲 外4名

被控訴人 大阪府 外8名

準 備 書 面（3）

2008年12月22日

大阪高等裁判所 第14民事部D1係御中

控訴人 松 岡 勲

控訴人 家 保 達 雄

控訴人 志 摩 覚

控訴人 末 広 淑 子

控訴人 長谷川 洋 子

## 記

### 1、被控訴人高槻市の誤り

その主張・・・「休憩時間の置かれる位置は問わない」「途中のどの段階でもよい」「6時間を超える前に休憩時間を置かなければとはしていないとの見解が通説である」

(平成20年11月19日付「控訴審準備書面(3)」2頁)

#### ①(6時間の)範囲を超える繰り下げは許されない。

「本条が(注、第34条1項)休憩時間を具体的に特定することを要求していないと解するのが一般的解釈であるが、本条の規定を文字どおり解釈すれば、労働開始後6時間を経過するまでに45分、8時間を経過するまでに1時間の休憩を与えることが求められるのであり、この範囲を超える繰り下げは許されない。」

(446頁)

(青木宗也、片岡昇編『労働基準法I』清林書院、甲129号証)

#### ②始業・終業時刻に近接したものは、休憩時間とみなされない。

「34条1項が明言しているとおおり、休憩時間は、『労働時間の途中』に付与されなければならないから、それを始業時ないし終業時に付与することはできないのは当然である。また、休憩の趣旨に反するほど始業・終業時刻に近接した休憩時間は、労基法上の休憩時間とみなされないであろう。」(207頁)

(西谷敏、萬井隆令編『労働法2』法律文化社、甲130号証)

#### ③被控訴人の主張は、労働基準法第34条に違反

◆労基法第34条1項は、休憩時間の位置について具体的に特定していないが、6時間を超えて置いていいとは言っていない。「労働開始後6時間を経過するま

でに45分、8時間を経過するまでに1時間の休憩を与えることが求められるのであり、この範囲を超える繰り下げは許されない。」のは、至極当然である。

◆「連続7時間労働」は明らかに労基法第34条違反

- ・控訴人4名の小学校始業後7時間経過した休憩時間の設定は明らかに違法。

労基法で、あえて「6時間超える」というのは、「実態上の一勤務において、休憩時間を45分以上取得させる必要な連続労働時間の限界」を示したと考えるのが妥当である。長時間労働にわたる密度の濃い継続的労働の6時間の後に休憩を取ることができたとしても、連続労働から生ずる疲労を、途中で軽減・回復するというねらいからは遙かに遠い。以上の通り被控訴人高槻市の主張は失当である。

- ・学校における休憩時間制度の意義

学校における休憩時間制度の意義は、継続した長時間労働による肉体的精神的疲労を回復させて、教職員の労働災害や過労による疾病や死にいたる事態（過労死）を予防することで、労働者の健康を具体的に確保維持するための制度である。また、教職員にとっては、教育労働の再生産、活性化のためにも時間的ゆとりを具体的に確保することは大きな意義がある。

④ 小 括

そういった休憩時間の意義、労基法第34条の趣旨からも、休憩時間の位置は、勤務規則（これは民間企業における就業規則と同等である）の「午前11時から14時までに置くという」基本形に近づける努力が行政当局（被控訴人高槻市及び大阪府）に求められ、年間を通じて、始業後7時間経過した休憩時間の設定に変更するのは、違法である。また、2008年10月30日付控訴人「準備書面

(2)」で述べたように、当日における休憩時間を変更する場合、変更より前に休憩時間の振替先を明示しない振り替えは、労基法第34条の趣旨から言って、違法である。

## 2、控訴人らに与えられた休憩時間は、「手待時間」である。

### ①厚生労働省労働基準局編『労働基準法 上』

「『休憩時間』とは、単に作業に従事しないいわゆる手待時間は含まず、労働者が権利として労働から離れることを保障されている時間をいう(昭22・9・13 発基第17号)。すなわち、現実には作業はしていないが、使用者からいつ就労の要求があるかもしれない状態で待機しているいわゆる『手待時間』は、就労しないことが使用者から保障されていないため休憩時間ではない。」(451頁)

### ②控訴人に与えられた休憩時間帯の実態

- ・控訴人松岡(中学校勤務)・・・休憩時間は生徒の昼食及び昼休み中に設定。

この時間帯は生徒との対応が頻繁に必要。手待時間になり休憩が取れない。

- ・他の控訴人4名(小学校勤務)・・・休憩時間は放課後の時間帯に設定。

先述のように違法。この時間帯は、まだ在校する児童生徒、帰宅途中の児童生徒もおり、突発事故の可能性がある。保護者などからの電話等の対応もある。この時間帯は手待時間になり休憩時間とはなり得ない。

### ③高槻市休憩時間取得実態調査(2002年度)(甲2号証)

#### ◆「明示された休憩時間を取得できたか・・・」

「ほとんど取得できなかった」「全く取得できなかった」の合計

71.8%

(柳川中学校72.4%/庄所小学校90%/土室小学校72.7%、

竹の内小学校 52.6%、／大冠小学校 71.4%）。

◆「時間の変更等で休憩時間を確保できたか・・・」

「ほとんど取得できなかった」「全く取得できなかった」の合計

86.1%

（柳川中学校 82.2%、／庄所小学校 80%、／土室小学校 89.3%、  
竹の内小学校 82.3%、／大冠小学校 88.2%）。

◆調査結果に関する被控訴人校長の所見

（竹下幸男柳川中学校長）

明示した休憩時間は取れていないという予想はあったが、実態はそれを超えるものであった。制度の抜本的な改善か、人的配置を施す以外に方法はない。

（恒岡善博庄所小学校長）

授業終了後の45分を休憩に充てたが、児童との対応等でほとんど取得できなかった。来年度は一斉に休憩が取れるよう十分な検討が必要。

（高浜義則土室小学校長）

児童への対応や教材研究等で、なかなか取得できない現状。

（佐竹真文竹の内小学校長）

電話、来客対応、教材研究等のため、とりにくかった。しかし、意識づけとしての効果はあった。

（山口正孝大冠小学校長）

休憩時間には、児童や保護者への対応が入ることが多い。児童がいる間は休憩をとるという意識が薄い。

④吹田市の2005年度の休憩時間実態調査（甲77-1号証）

「休憩時間が取得できない」「あまり取得できない」の合計

小学校・・・88.2%、

中学校・・・66.7% (回答者、いずれも校長)

⑤大阪府の2005年度休憩時間取得実態調査(甲77-2号証)

「休憩時間が取得できている」・・・0市町村

「概ね取得できている」・・・11(〃)

「取得できていない」・・・29(〃)

(府立学校を除く40教育委員会の回答)

(高槻市教委と他1市教委は回答せず。)

(以上は甲120号証「増田賢治意見陳述書」参照)

⑥文部科学省の勤務実態調査(甲100号証)

取得できた休憩時間と休息時間の合計・・・1日あたり8分

⑦ 小 括

以上のように学校現場で休憩時間が取得できない実態は、控訴人らが提訴した時期と現在と比較して何ら変わっていない。それは学校現場において、超過密な勤務実態と休憩時間が取り得ない実態が構造的にあるからである。行政当局(被控訴人高槻市及び大阪府)にはこのような違法状態を適法状態にしていくための努力(休憩時間中の代替要員の配置、そのための財政措置)が要請される。

**3、8時間を超える勤務の際、1時間の休憩を与えられるべきである。**

これは労基法第34条1項の規定であり、遵守されなければならない。文部科学省の勤務実態調査(甲99号証～101号証)に示されたように教員の一勤務日において8時間を超える超過勤務が常態であることは明白である。この調査の代表であった小川正人放送大学教授のまとめによれば、「小学校教員の平日の学

校での1日平均残業時間：1時間41分、中学校の平日の学校での1日平均残業時間：2時間12分」であった。（「教員勤務実態調査から見える問題と課題」教育委員会月報、2008年8月号、甲131号証）このような学校現場の実態から言って、「8時間を超える勤務の際、1時間の休憩を与えられるべき」ことについて、大阪府教委及び高槻市教委が何らの指示を与えておらず、労基法違反であることは明白である。被控訴人高槻市の「控訴審準備書面（3）」（2頁）は、なぜ勤務が8時間を超えた場合、1時間の休憩時間を与える指示をしていないのかについて触れておらず、何ら反論になっていない。

#### 4、おわりに

以上、被控訴人高槻市の平成20年11月19日付「控訴審準備書面（3）」に対する反論を述べ、学校現場において休憩時間が取得できない事実をあらためて提示するものである。周知のとおり、学校現場で教員が休憩時間を取得できない実態は「公然の秘密」であって、教員の生命、健康維持のためにも適正な労働法制を確立することは、もはや焦眉の課題というほかはない。そして休憩時間の意義や休憩時間における勤務と給特法との関連等について、誤った解釈や不適切な拡大解釈が介在し、それらが休憩時間取得を妨げる阻害要因として働いているのであれば、事態はなおいっそう深刻である。

控訴人らは、こういった事態を少しでも打開するために、司法による正しい法的評価を得たいと強く願い、本件訴訟を提起し、また本件控訴に及んだ。

そういう意味でも、先に提出した萬井隆令龍谷大学法科大学院教授の鑑定意見は、きわめて重要であると控訴人らは考える。貴裁判所におかれては、ぜひとも萬井教授の証人採用をしていただきたく、強く要請するものである。

以上